様式第四号（第二十七条第二項関係）

（表）

第　　号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第２４条第２項の規定による身分証明書

写真

職名及び氏名

年　　月　　日発行

社会保険診療報酬支払基金理事長　　印

（裏）

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法抜粋

（保険医療機関等に対する報告の徴収等）

第２４条　支払基金は、第１６条第２項の規定による保険医療機関等に対する定期検査費又は母子感染防止医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

２　前条第２項の規定は前項の規定による検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について準用する。

３　支払基金は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第１項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する定期検査費又は母子感染防止医療費の支払を一時差し止めることができる。

第２３条　（略）

２　前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とする。

様式第五号（第二十七条第三項関係）

（表）

第　　号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第３５条第２項の規定による身分証明書

写真

職名及び氏名

年　　月　　日発行

厚生労働大臣　　印

（裏）

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法抜粋

（報告の徴収等）

第３５条　厚生労働大臣は、支払基金又は第１７条第２項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）について、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

２　第２３条第２項の規定は前項の規定による検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第２３条　（略）

２　前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第４３条　支払基金又は受託者の役員又は職員が、第３５条第１項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とする。